

運 営 規 程

社会福祉法人 白寿会
グループホームプレミア草加南

グループホームプレミア草加南

運営規程

第1条 目 的

この規程は、社会福祉法人白寿会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業所」という）の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、入居者の自立した生活を地域社会において営む事ができるように円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

第2条 事業の目的

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条 運営の方針

- 1 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業所はサービスの提供にあたっては、入居者・入居者の家族、事業所の所在する区市町村の職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議（以下、「会議」という）を設置し、概ね2か月に1回程度会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 4 入居者及びその代理人に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第4条 事業所の名称

本事業所の名称、所在地は以下のとおりとする。

名 称 グループホームプレミア草加南とする。

所在地 埼玉県草加市柳島町890番地4

第5条 職員の員数及び職務内容

本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名（常勤又は兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 9名以上（常勤または非常勤）

介護従事者は、入居者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 夜勤職員 2名（常勤または非常勤）

第6条 入居定員

入居定員は、18名とする。

ユニットA 9名 ユニットB 9名

第7条 介護の内容

介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事、口腔衛生、着替え等の身の回りの介護支援
- 2 買い物、家事など日常生活を行うことによる機能訓練
- 3 日常生活上の入居者自身には行うことが困難であることの生活支援
- 4 入居者の必要に応じた相談、援助

第8条 介護計画の作成

- 1 事業所の開始に際し、入居者の心身の状況、要望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び代理人に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

第9条 利用料等

- 1 本事業が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① 家賃	60,000円/月
② 食費	45,000円/月
③ 水道光熱費	12,000円/月
④ 管理費	16,000円/月
⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担することが 適当と認められる費用	
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。
- 4 退去した場合において、使用した居室内の原状回復及びクリーニングは入居者の実費負担で行うものとする。
- 5 入居一時金の徴収はしないものとする。

第10条 入居の条件

事業所の対象者は、要支援者及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 草加市の介護保険被保険者であること。
- ② 要支援2または要介護1～5の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
- ③ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ④ 自傷他害のおそれがないこと。
- ⑤ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑥ 他の入居者に伝染する疾病のないこと。

第11条 退去の条件

- 1 入居後、入居者が次の各号に該当する場合、退去いただくものとする。
 - ① 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
 - ② 入居者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合。
 - ③ 入居者が病気の治療、その他の理由により、1ヶ月以上事業所を離れることが決まりその移転先が確定したとき。
 - ④ 入居者が他の介護施設等へ入所が確定したとき。
 - ⑤ 入居者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を2ヶ月滞納し、支払うよう勧告したにもかかわらず、10日以内に支払わ

れない場合。

- ⑥ 伝染病により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ本人の退去の必要があるとき。
 - ⑦ 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
 - ⑧ 入居者または入居者の代理人等が故意に法令その他別途契約に違反し、改善の見込みがないとき。
- 2 退去に際しては、入居者及び代理人、家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うこととする。

第12条 医療対応

- 1 医療機関の選定は、入居者及び代理人と相談の上決定するものとする。その際、入居者が在宅生活で利用していた医療機関に継続してかかること、往診を行っている医療機関の場合は往診を継続することも可能とする。
- 2 入居者の医療機関への受診については、原則家族等にて行うものとする。
- 3 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、代理人等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業所の判断対応で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図るものとする。

第13条 秘密保持

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

第14条 個人情報の取り扱いについて

- 1 事業所は、入居者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た入居者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者及びその家族の了解を得るものとする。

第15条 苦情処理

入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第16条 損害賠償

- 1 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第17条 衛生管理

- 1 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第18条 協力機関との連携

入所者への医療提供体制を確保し、配置医師及び協力医療機関との協力を得て病状の急変や緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。年1回以上、急変時における対応を確保し自治体に届出を行う。

第19条 緊急時における対応策

入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、往診医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

第20条 非常災害対策

- 1 災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

第21条 感染症対策

事業所において 感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための委員会を定期的に開催し、担当者を配置し研修や訓練の実施を行う。
- ② 感染症発生時でも、必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練を行うこととする。
- ③ その他関係通知の遵守、徹底。

第22条 地域との連携等について

- 1 事業所は、地域との相互理解を深め、地域に開かれた事業運営を行うことを目的とした運営推進会議を設置するものとする。
会議の構成員は入居者、入居者の家族、地域の代表者、市町村の職員または地域包括支援センターの職員等とする。
- 2 事業所は、地域のイベント等へ参加し、地域の住民やボランティア団体等との交流を図るものとする。

第23条 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第24条 身体的拘束等

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び

時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第25条 生産性の向上に資する取り組み

事業所は、介護現場における生産性の向上を促進するため、課題を抽出及び分析し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討するための委員会を設置するものとする。

第26条 業務継続計画の策定等

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条 掲示

事業所運営規定の概要・重要事項等については、書面掲示に加えウェブサイト公表掲載することとする。

第28条 その他運営についての重要事項

- 1 事業所は全ての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収受に関する帳簿、その他必要な書類を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和5年7月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。